

運転適性検査所の設置運営要綱の制定について

平成15年9月26日
例規（試）第32号
警察本部長

〔沿革〕 平成19年3月例規（警）第33号 平成19年6月例規（千免）第52号
平成21年5月例規（千免）第26号 平成26年5月例規（千免・流免）第32号

各部長・参事官・所属長

見出しの要綱を次のとおり制定し、平成15年9月26日から実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、運転適性検査所の設置運営要綱の制定について（昭和43年例規（交二）第11号）は、廃止する。

別添

運転適性検査所の設置運営要綱

1 趣旨

この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第90条第1項第1号から第2号まで又は法第103条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する自動車及び原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の安全な運転に支障を及ぼすおそれのある者を発見し、交通安全上必要な措置を講じるため、運転適性検査所（以下「検査所」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 設置

- (1) 交通部運転免許本部千葉運転免許センター（以下「千葉運転免許センター」という。）及び交通部運転免許本部流山運転免許センター（以下「流山運転免許センター」という。）に、検査所を置くものとする。
- (2) 検査所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
千葉県千葉運転適性検査所	千葉市美浜区浜田2丁目1番千葉運転免許センター内
千葉県流山運転適性検査所	流山市前ヶ崎217番地流山運転免許センター内

3 職員

検査所に、所要の職員を置くものとする。

4 業務内容

検査所においては、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 運転者又は運転者になろうとする者の適性検査及び運転適性相談に関すること。
- (2) 適性検査の結果に基づく雇用者及び安全運転管理者（以下「運転管理者等」という。）並びに運転者（被検査者）に対する指導に関すること。

5 病気の症状等の申告に対する措置

- (1) 交通部運転免許本部千葉運転免許センター長及び交通部運転免許本部流山運転免許センター長（以下「センター長」という。）は、第三者からの通報等に基づく、法第101条の5及び第107条の3の2に規定する報告を求めるときは、免許を受けた者に対して、報告書（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）別記様式第18の5をいう。以下同じ。）を交付し、速やかに、徴収するものとする。
- (2) センター長及び署長は、法第89条第2項、第101条第4項及び第101条の2第2項により、免許を受けようとする者又は免許の更新を受けようとする者（以下「申請者」という。）から質問票を徴収するものとする。
- (3) 署長は、前(2)の質問票の回答による一定の病気の症状等の申告を受けた場合には、速やかに、聴取状況をセンター長に対し連絡するものとする。
- (4) センター長は、前記(1)による報告書、前記(2)の質問票の回答による一定の病気の症状等の申告、前(3)による連絡又は運転免許を受けようとする者などから相談を受けた

場合には、次により措置するものとする。

ア 病気の症状等について聴取（以下「個別聴取」という。）を行い、その内容に応じて主治医の診断書の提出を求めること。

イ 主治医の診断書の提出がない場合など、自動車等の安全な運転の支障の有無について判断することができないときは、臨時に適性検査を行うこと。

ウ 前記アの個別聴取の実施状況等については、個別聴取結果報告書（別記様式第1号）を作成し、聴取状況を明らかにしておくこと。

(5) センター長は、他都道府県の公安委員会から運転適性相談修了書の交付を受けた者に対する個別聴取を行うときは、当該公安委員会の個別聴取とは別に再度、個別聴取を行うものとする。

6 医師からの届出等に対する措置

(1) 一定の病気等に該当する者を診察した医師からの届出時の措置

ア 口頭による届け出があった場合の措置

(ア) 窓口において口頭により、一定の病気等に該当する者を診察した医師から法101条の6第1項に規定する届出（以下「医師の届出」という。）の申出があった場合は、医師の本人確認を行った上で、届出書（別記様式第2号）を交付し、これに記載を求めるものとする。

(イ) 前（ア）の場合で、当該医師が、届出書への記載を拒んだときは、届出内容を聞き取り、届出受理書（別記様式第3号）を作成するものとする。

イ 電話による届出があった場合の措置

(ア) 医師の届出が、電話による申出の場合は、医師の本人確認を行った上で、当該医師に対し、届出書、返送用封筒等の郵送又は届出書の電子データのメール送信が指定できる旨を説明するものとする。

(イ) 前（ア）の場合において、当該医師が届出書への記載を拒んだときは、届出内容を聞き取り、届出受理書を作成するものとする。

(ウ) 電子メールによる送信を希望した場合は、PDFデータに変換した上で、送信するよう依頼するものとする。

ウ 文書等による届出があった場合の措置

前イによらず、医師から文書の郵送等による届出があったときは、医師の本人確認を行った上で受理するものとする。

エ 署における受理後の措置

署長は、前記アからウまでの方法により、医師の届出を受理したときは、届出書又は届出受理書を速やかにセンター長に送付するものとする。

オ センターにおける受理後の措置

センター長は、医師の届出を受理したとき、前エによる送付を受けたとき又は他都道府県の公安委員会から移送を受けたときは、次記9に定める適性検査の手続をとるものとする。

なお、医師の届出に係る免許を受けた者の住所地が他の都道府県の管轄区域内にあるときは、当該都道府県の公安委員会に対し、速やかに、届出移送通知書（別記様式第4号）とともに関係資料を移送するものとする。

(2) 一定の病気等に該当する者を診察した医師からの確認時の措置

ア 口頭による確認要求があった場合の措置

(ア) 窓口において口頭により、一定の病気等に該当する者を診察した医師から法第101条の6第2項に規定する確認要求（以下「確認要求」という。）の申出があった場合は、医師の本人確認を行った上で、確認要求書（別記様式第5号）を交付し、これに記載を求めるものとする。

(イ) 前（ア）の場合で、当該医師が、確認要求書への記載を拒んだときは、内容を聞き取り、確認要求受理書（別記様式第6号）を作成するものとする。

イ 電話による確認要求があった場合の措置

(ア) 確認要求が、電話による申出の場合は、医師の本人確認を行った上で、当該医師に対

し、確認要求書、返送用封筒等の郵送又は確認要求書の電子データのメール送信が指定できる旨を説明するものとする。

(イ) 前(ア)の場合において、当該医師が確認要求書への記載を拒んだときは、内容を聞き取り、確認要求受理書を作成するものとする。

(ウ) 電子メールによる送信を希望した場合は、PDFデータに変換した上で、送信するよう依頼するものとする。

ウ 文書等による確認要求があった場合の措置

前イによらず、医師から文書の郵送等によって要求があったときには、医師の本人確認を行った上で受理するものとする。

エ 署における受理後の措置

署長は、前記アからウまでの方法により、確認要求を受理したときは、確認要求書又は確認要求受理書を速やかにセンター長に連絡するものとする。

オ センターにおける受理後の措置

センター長は、確認要求を受理したとき及び前エによる連絡を受けたときは、確認要求に係る免許を受けた者の住所地にかかわらず、速やかに、確認要求に係る者の免許の保有状況を調査し回答するものとする。

なお、回答は、回答書(別記様式第7号)を特定記録により郵送することにより行うものとする。

7 検査の種目

適性検査は、次に掲げる種目の一部又は全部について行うものとする。

- (1) 身体的(生理的)適性検査
- (2) 精神医学的適性検査
- (3) 心理的(性格)適性検査

8 検査の対象者

適性検査は、次に掲げる者に対して行うものとする。

- (1) 法第89条に規定する免許の申請又は第101条、第101条の2及び第101条の2の2に規定する免許の更新に際し、身体的な機能又は質問票の回答による一定の病気等に関して申告又は相談のあった者
- (2) 法第90条及び第103条に規定する適性検査及び法第102条又は第107条の4に規定する臨時適性検査の対象者
- (3) 運転適性について相談のあった者
- (4) 運転管理者等又は運転者から運転適性について検査の依頼を受けた場合における当該検査を必要とする者

9 検査の手続

適性検査の手続は、次により行うものとする。

- (1) 交通部各課長又は署長(以下「関係所属長」という。)は、申請者等以外に法第102条又は第107条の4に規定する臨時適性検査の対象者を発見したときは、臨時適性検査の対象者発見報告書(別記様式第8号)により速やかにセンター長を経由し本部長に報告すること。
- (2) 関係所属長は、報告に当たり精神医学的検査が必要と認められる場合には、観察票(別記様式第9号)を添付すること。
- (3) 前(1)に該当する者のうち、本人から臨時に適性検査を受けたい旨の申出があった場合において、必要があると認めるときは、臨時適性検査申出書(別記様式第10号)を提出させること。
- (4) センター長は、運転管理者等又は運転者から運転適性についての相談があった場合には、運転適性相談申込書(別記様式第11号)を提出させること。

10 関係課長等への連絡

- (1) センター長は、前記9(1)による報告の対象者の住所地が他の都道府県警察の管轄区域にある場合は、速やかに臨適検討対象者通報書(別記様式第12号)を作成し、当該都道府県警察に通報するものとする。
- (2) センター長は、臨時適性検査の該当者が、当該通知に係る適性検査を受けない場合及び前

記6(1)オ又は前記9(1)により実施する臨時適性検査の通知を行うときは、住所、氏名、生年月日、適性検査の期日、その事由等必要な事項を交通部運転免許本部執行課長(以下「執行課長」という。)に連絡すること。

(3) センター長は、医師の診断書の提出を命じた場合には、必要な事項を前(2)に準じて執行課長に連絡すること。

11 検査の実施者

(1) 身体的(生理的)適性検査については、職員又は専門知識を有すると公安委員会が認める医師(以下「認定医師」という。)の診断により行うものとする。

(2) 精神医学的適性検査については、認定医師の診断により行うものとする。

(3) 心理的(性格)適性検査については、職員が行うものとする。

12 検査の措置

センター長は、適性検査の結果について、次により措置するものとする。

(1) 前記8(2)に該当する者に対する相談については、必要により免許条件を付与することとし、運転適性検査書(甲)(別記様式第13号)を作成し登録する。

(2) 前記8(4)の検査のうち前記7(3)に係る結果については、運転適性検査書(乙)(別記様式第14号)により運転管理者等又は運転者に通知し、安全運転に関する必要な指導を行うこと。

(3) 前記8(1)、(2)及び(3)に該当する者に対する相談については、適性検査の結果に基づき、必要により相談者に対し審査票(別記様式第15号)を交付すること。

(4) 前記9(1)に係る適性検査等の結果が、法第90条、第103条又は第107条の5に規定する行政処分該当すると認められるときは、関係書類を添えて執行課長に連絡すること。

(5) 一定の病気等に関する免許の取得の可能性又は免許の継続に関する事前相談については、免許の取得又は免許の継続が可能な場合で、必要があると認めるときは、運転適性相談終了書(別記様式第16号)を交付すること。

(6) 審査票及び運転適性相談終了書の再交付は、本人の申請に基づき必要がある場合に行うこと。

以下様式省略